

徳島県

農業用以外の各殺虫剤(有効成分)の使用目的別使用量 (令和3年度)

(E+nは×10ⁿ、例えばE+3は×1000の意味です。)

政令 番号	慣用名	使用量(kg/年)				使用量 合計
		家庭衛生害 虫用	防疫衛生害 虫用	家庭不快害 虫用	シロアリ 防除用	
22	フィプロニル		1.0E-2	1.7E-1	1.2E+1	12.2
64	エトフェンプロックス	1.1E+1	8.0E+0	1.0E+1	1.1E+1	40.0
117	テブコナゾール				1.5E+0	1.5
139	トラロメトリン			1.7E+0	9.8E-1	2.7
140	フェンプロパトリン			1.3E+0		1.3
153	テトラメトリン	9.8E+1	9.9E+0	1.0E+2	4.9E-2	210.1
181	ジクロロベンゼン	2.1E+2	2.2E+2			438.1
225	トリクロルホン		8.0E+0			8.0
251	フェニトロチオン		1.6E+2	1.5E+0		157.5
252	フェンチオン	2.4E+0	6.2E+1	2.4E+0		67.3
256	デカン酸				1.2E+0	1.2
350	ペルメトリン	2.2E+1	4.6E+1	1.4E+1	2.8E+1	109.4
405	ほう素化合物		1.2E-1	2.5E+1	9.9E-1	25.8
427	カルバリル			8.1E+1		81.2
428	フェノプカルブ			8.3E+0	7.1E+1	79.6
457	ジクロールボス	4.2E+1	7.0E+2			744.2
合 計		3.9E+2	1.2E+3	2.5E+2	1.3E+2	1979.8

注)農業用の殺虫剤については、「各農薬(有効成分)の使用先別使用量」に表示され、この表には含まれていません。

注)衛生害虫…蚊、ハエ、ゴキブリ、ノミ、ナンキンムシ、イエダニ、シラミ、屋内塵性ダニ類等薬事法で規定された虫
不快害虫…ハチ、ブユ、ユスリカ、ケムシ、ムカデ等